

## ○金沢学院大学・金沢学院短期大学における研究活動不正行為等防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学および金沢学院短期大学（以下「本学」という。）における研究者等の研究活動において、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

1 「研究者等」

本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。

2 「特定不正行為」

故意、または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、及び盗用をいう。

①「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

②「改ざん」とは、研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工することをいう。

③「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

3 「研究活動における不正行為」

① 前号に定める「特定不正行為」

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理からの逸脱の程度がはなはだしいもの。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 本学を本務とする研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を少なくとも3年に1回受講しなければならない。

3 本学を本務としない研究者等においても、本学を本務とする研究者と協力して研究活動を行う者、あるいは本学を所属機関として公的研究費等の配分を受ける者は、前項に準ずるものとする。

4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段の確保、及び第三者による検証可能性を担保するため、研究終了後5年間、研究データを適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合はこれを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は理事長とする。

2 最高管理責任者は、研究活動における行動指針を定めるとともに、第5条に定める統括管理責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正防止及び対応に関する実質的な責任と権限を持つものとして「統括管理責任者」を置き、学長をもって充てる。

(研究倫理責任者)

第6条 最高管理責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとして研究倫理教育責任者を置き、学長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、本学の研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3 研究倫理責任者は、大学院の学生に対して、教育課程の内外を問わず、研究者倫理教育の適切な機会を設けるものとする。また、学部学生に対しても、研究者倫理に関する基礎的素養の習得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。

(部局責任者)

第7条 本学の各部局における研究倫理の向上及び研究活動の不正防止に関する責任者として「部局責任者」を置き、大学においては基礎教育機構長、各学部長及び研究科長、短期大学においては各学科長をもって充てる。

2 部局責任者は、部局に所属する学生が必要な研究者倫理教育を受けることができるよう、配慮しなければならない。

(告発窓口)

第8条 告発窓口は、コンプライアンス室に置く。

2 研究上の不正行為の疑いがあると思料する者は、前項に規定する告発窓口で告発することができる。

3 告発窓口の担当者は、告発等を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその際にその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。

3 告発は、原則として、顕名により、研究上の不正行為を行ったとする研究者等の氏名又は名称、研究上の不正行為の態様及び内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。但し、その後の調査において、告発者は氏名の秘匿を希望することができる。

4 告発窓口は、告発を受け付けた時には、速やかに統括責任者を通じて最高管理責任者に報告するものとする。また、統括責任者は、当該告発に関係する部局責任者に、その内容を通知するものとする。

5 告発窓口は、匿名による告発について、必要と認める場合には最高管理責任者及び統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

6 新聞等の報道、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合、最高管理責任者及び統括管理責任者はこれを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

#### (告発の相談)

第9条 研究上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 相談の内容が、研究上の不正行為が行われようとしている、又は研究上の不正行為を求められている等の場合、告発窓口は、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告するものとする。また、統括管理責任者は、必要と認める場合は部局責任者にその内容を通知する。

3 前項の報告があった場合、統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めた時は、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

#### (秘密保護義務)

第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、告発者、被告発者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。但し、漏洩が告発者及び被告発者の責に帰すべき事由の場合は、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、これらの者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (告発者の保護)

第11条 部局責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。

2 学校法人金沢学院大学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程等に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当

該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 12 条 学校法人金沢学院大学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則、その他関係諸規程等に従って、そのものに対して処分を課することができる。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第 13 条 何人も悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課された時は、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第 14 条 第 8 条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、統括管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は3名の委員によって構成するものとし、統括管理責任者が指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。また、本調査の証拠となりうる研究ノート、実験資料、その他関係書類等を保全する措置をとることができる。

4 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

5 告発以前に取り下げられた論文等に対する告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 15 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して原則 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。

3 最高管理責任者は、本調査が公的研究費等に係るものであった場合、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関を呼び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

4 統括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。但し、第 8 条第 5 項及び第 6 項に定める匿名による告発の場合は、告発者に対する通知は行わない。

5 統括管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。但し、第 8 条第 5 項及び第 6 項に定める匿名による告発の場合は、告発者に対する通知は行わない。この場合、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第 16 条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害を有しない者でなければならない。また、調査委員の半数以上は、学校法人金沢学院大学に属さない外部有識者でなければならない。

3 調査委員は、次の各号に掲げるものとする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 統括責任者                | 1 名 |
| (2) 理事のうちから最高管理責任者が指名する者 | 2 名 |
| (2) 研究分野の知見を有する外部有識者     | 2 名 |
| (3) 法律の知識を有する外部有識者       | 2 名 |

4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(本調査の通知)

第 17 条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。但し、第 8 条第 5 項及び第 6 項に定める匿名による告発の場合は、告発者に対する通知は行わない。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、統括管理責任者に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。

3 統括管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内

容が妥当であると判断したときは、調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 18 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則 30 日以内に本調査を開始するものとする。

2 調査委員会が本調査を開始する時、統括責任者は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合には、再実験の機会、それに要する期間並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 19 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 20 条 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、統括管理責任者は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 19 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 20 条 調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものと

する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 21 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは第 18 条第 5 項の定める保証を与えなければならない。

(認定の手続き)

第 22 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われた否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して、最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 23 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができない時は、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験資料・試薬及び関係書類などの不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない時も同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 24 条 最高管理責任者は、速やかに調査結果（認定を含む）を、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が学校法人金沢学院大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 25 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。但し、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定されたものを含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に替えて他の者に審査をさせるものとする。但し、調査委員会の構成の変更等を行う相当な理由がないと認めるときはこの限りではない。

4 前項に定める新たな調査委員は第 16 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者にその決定を通知するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。報告を受けた最高責任者は不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 26 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報

告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4 最高管理責任者は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 27 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第 28 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第 29 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

2 最高管理責任者は、第 26 条第 4 項による報告の結果、当該公的研究費の配分機関及び関係省庁から公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。

3 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、調査委員のうち外部有識者に対する報酬料金を、対象研究者等に支払うよう命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 30 条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 31 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 32 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 33 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者及び統括管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年9月14日から適用し、即日施行する。